

はじめに

「ニコン行動規範」（以下「行動規範」）は、株式会社ニコンおよび国内外の子会社の社会的責任に対する基本姿勢と、そこで働くすべての役員・従業員（以下「役員・従業員」）に求められる行動の規準を示しています。ニコンでは、企業理念である「信頼と創造」を具現化することで、持続可能な社会への貢献と自社の持続的成長をめざすことを「サステナビリティ方針」として掲げています。この方針を実行していくためには、私たち一人ひとりが、最大限の高潔さとプロフェッショナルとしての意識をもって誠実に行動しなくてはなりません。

行動規範はあらゆる状況への対処方法を示すものではなく、あくまで指針としての位置付けであり、役員・従業員が業務において正しい判断をするための助けとなることを目的としています。

適用範囲

行動規範は、ニコングループのすべての役員・従業員（正社員、嘱託、契約社員、派遣社員、パート・アルバイト）に適用されます。この行動規範でいう「ニコン」とは株式会社ニコンおよび国内外の子会社を指し、「私たち」とはすべての役員・従業員を指します。

1. 私たちの責任

- 私たちは、この行動規範はもとより、勤務先によって定められた規則、関連する法令を遵守する責任があります。私たちはニコンのために倫理的に企業活動や事業活動を行わなければなりません。
- ニコンの取締役、役員、組織の長は、客観的で公正な組織運営を行うとともに、ニコン内のあらゆるレベルのコミュニケーションを積極的に推進し、また、自らの言動を通じて行動規範を実践することで、他の従業員の模範となることが求められます。ニコンの取締役、役員、組織の長は、従業員が利用しやすくなるように、行動規範の趣旨の十分な理解を促す責任があります。

ニコンの思い

従業員一人ひとりがニコンブランドを支えています。

ニコンがグローバル企業として揺るぎない信頼を築き、常に新たな価値を提供して成長し続けるために、すべての法令や会社の規則に沿って行動することはもちろん、この行動規範に則った活動を行うことが求められています。業務遂行に際しては、ニコンの各組織と役職位の責任と権限を明確に示した権限規程を常に遵守し、組織的かつ効率的に行う必要があります。

役員・従業員として

私たちは、

- 行動規範をよく読んで理解します。
- 会社主催の行動規範教育を受講します。
- 行動規範に沿って日々の業務を行います。
- 業務を進める際に、承認・報告手続に関する会社や組織の決裁権限ルールを遵守します。
- 質問がある場合には上長に尋ねます。
- 違反行為またはその懸念があるときは、速やかに報告します。

組織の長は、

- 正しく、適切な方法で成果を達成するという姿勢を一貫して示します。
- 部下から受けた相談・報告・質問・承認等の依頼に真摯にかつ適切に対応します。必要に応じ、会社の規則に従って上位層へ報告し、または決裁を伺います。
- 相談しやすい職場づくりに努めます。
- 職場に問題が発生した際には、直ちに事実を確認のうえ適切に対処し、必要な場合は担当部門に相談します。

2. 人権の尊重

- ニコンは、人権に関する国際的な行動基準を認識し、人権を尊重します。また、強制労働⁽¹⁾や児童労働⁽²⁾をはじめとする人権侵害を一切行いません。
- ニコンは、自らが人権侵害をしないことはもちろんのこと、他者による侵害にも加担しないよう、事業活動における人権リスクを評価し、特定した負の影響を防止・軽減する取り組みを継続的に行います。
- 私たちは、一人ひとりの人格と個性を尊重し、個人の尊厳を損なういかなる行為もしません。また、人権を侵害する行為に関与・助長しないよう努めます。
- 私たちは、ニコンの調達パートナーと事業パートナーに対しても人権侵害を行わないよう求めます。

ニコンの思い

- ニコンは責任あるグローバル企業として、人権の課題にも真摯に取り組んでいきます。
- 強制労働や児童労働をはじめとした深刻な人権問題が、バリューチェーンにおいて発生しないよう、十分な予防措置を実施していきます。

用語解説

(1) 強制労働とは、ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ自ら任意に申し出たものではないすべての作業または役務のことを指します。これは、労働者に賃金その他の補償を提供してさえいれば、その労働が強制労働にあたらぬということではありません。賃金等を支払っていても、パスポートや身分証明書を取り上げたり、不当に多額の借金を課したりするなどして、労働者がその職を辞められないようにする状況も強制労働に含まれます。

(2) 児童労働とは、一般に15歳未満の児童による労働です。

役員・従業員として

私たちは、

- 事業活動において、すべての人々の権利を尊重します。
- 自分の言動が相手の人権を侵害していないかを常に考えます。
- コミュニケーションでは、相手の人格や個性を尊重し、敬意を払い、公平な態度で接します。

グループ関連方針

ニコン人権方針

3. 健全な職場環境

- ニコンは、適用される国や地域の法令等が認める範囲において、結社の自由と団体交渉権に関する従業員の基本的権利を尊重します。
- ニコンは、Diversity, Equity & Inclusion (DEI) を大切な考え方として浸透させ、共に働くメンバーの個性や能力を認め合い、活かし合うことのできる職場環境を醸成します。
- ニコンは、採用・育成・評価等の場面において、公正性や公平性を確保するとともに、最大限に能力を発揮できる環境の整備に取り組めます。
- ニコンは、年齢、性別、国籍、人種、宗教、信条、性的指向や性自認、障がいの有無、バックグラウンド等の一人ひとりの個性や違いを理由とした差別をはじめ、互いを中傷する言動、あらゆる形態のハラスメント⁽¹⁾や暴力、嫌がらせ、いじめ、その他の個人の尊厳や人格を損なう行為（以下、総じて「差別・ハラスメント等」という）を一切許容しません。
- ニコンは、健康増進および労働災害の発生防止に努めます。
- ニコンは、労働時間に関して適用される国や地域の法令等を遵守し、長時間労働の防止に努めます。

用語解説

(1) ハラスメントは、例えばセクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど、一般的には「身体的、精神的、性的又は経済的害悪を与えることを目的とした、またはそのような結果を招く若しくはその可能性のある一定の許容できない行為及び慣行またはその脅威」を意味します。

ニコンの思い

- ニコンは、従業員の多様性を尊重し、一人ひとりが能力を最大限に発揮し、活躍できる環境づくりに取り組んでいます。従業員がお互いに敬意を払い、様々な価値観や意見を自由に議論できる風通しの良い職場環境を整えることは、企業の競争力を高めることにつながります。
- 従業員が安全に、なおかつ心身ともに健康に働ける環境は、個人の生活を充実させ、職場の活力や生産性向上にもつながると考え、安全管理の徹底と健康の保持増進を進めています。

グループ関連方針

Nikon Global Diversity, Equity & Inclusion Policy

役員・従業員として

私たちは、

- 無意識の偏見や思い込みがもたらす影響を認識し、自分とは異なる意見に意識的に耳を傾けます。
- 差別・ハラスメント等を行わず、これを発見した場合は、直ちに上長や会社の人事部門または報告相談窓口へ報告・通報します。
- 会社が定めた安全衛生に係るルールや手順を遵守し、職場や作業場所において危険や有害な作業、設備、環境等の存在に気づいた場合には、直ちに上長や会社の労働安全担当部門へ報告・相談し、その状況を放置しないように努めます。
- 自ら健康の増進に努め、会社が行う健康安全活動や教育に積極的に参加するとともに、コミュニケーション闊達な職場環境を全員で協力して構築します。

4. 自然環境の保護

- ニコンは、社会やお客様の環境負荷低減に寄与する事業に取り組みます。また、持続可能な社会の実現に貢献すべく、原材料の調達から開発、設計、製造、物流、販売、使用、サービス、廃棄に至る事業活動の全段階において、環境負荷の低減に努め、環境に配慮した製品・サービスを提供します。
- ニコンは、役員・従業員の環境意識の向上に努めます。
- ニコンは、脱炭素社会の実現に向け、バリューチェーン全体において省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入による温室効果ガス排出の削減に取り組みます。
- ニコンは、資源循環型社会の実現に向け、廃棄物の削減や水の消費量削減などの事業活動における資源の有効利用に取り組みます。また、製品のライフサイクル全体で資源使用量の削減やリユース・リサイクルに取り組みます。
- ニコンは、健康で安全な社会の実現に向け、製品や製造プロセスにおける化学物質の管理をはじめ、各国・各地域における法令・規制やさらに厳しい自主基準に基づく管理を徹底します。また、生態系への影響を把握し、最小化することにより、生態系の保全に努めます。

ニコンの思い

社会では気候変動、資源枯渇、環境汚染、生物多様性の損失などが深刻な問題になっています。またニコンは事業活動を展開するうえで、エネルギー、資源を消費するとともに、排気ガスや排水、廃棄物など様々な環境負荷を発生させています。そのことを認識し、自社と社会の環境負荷を低減するために、温室効果ガスの削減や環境配慮製品の提供、グリーン調達、資源の持続的利用推進など、環境に配慮した事業活動を行います。また、環境負荷低減につながる新規事業の創出やイノベーションに取り組んでいきます。

グループ関連方針

ニコン環境長期ビジョン
ニコン紙調達方針
ニコングリーン調達基本方針
ニコン環境活動方針
有害化学物質ガイドライン

役員・従業員として

私たちは、

- 常に環境の視点をもち、自らの業務の中で環境負荷を減らす方法を模索し、積極的に行動します。
- 自身の職場において、エネルギーや水、その他資源のロスや無駄を最大限削減し、有効に活用するよう努めます。
- 省エネルギーや資源の3R（リユース、リデュース、リサイクル）、環境汚染防止に配慮した、調達、製品の開発・設計、製造・物流、販売・サービスなどに努めます。
- 環境に関する方針や社内ルールを遵守します。環境法令や環境に関するルールに違反している可能性に気がついた場合は、速やかに報告します。

5. 事業活動の展開

(1) 贈収賄と腐敗防止

- ニコンは、贈収賄を許さない姿勢を明確にしており、贈収賄を防止するためにあらゆる努力を行います。
- 私たちは、贈収賄や利益供与と疑われるおそれのある行為を回避します。
- 私たちは、ニコンが事業を展開するすべての国や地域において責任ある企業市民として、公的機関や公務員を含む他者との健全で誠実な関係を維持し、関連法令などを遵守し、腐敗を避けることを約束します。

ニコンの思い

贈収賄行為は、自由な競争を妨げ、国や地域の健全な経済・社会の発展を阻害する、あってはならない行為です。多くの国において、公務員や公務員に準ずる者（公務員等）、その他の民間の個人または組織への賄賂を禁止する法令があります。

ニコンは事業を展開するすべての国や地域において贈収賄を禁じており、贈収賄を未然に防ぐ活動を推進していきます。また、ニコンのために業務を行う第三者（代理店、エージェント、コンサルタントなどの他者）が贈収賄行為を行った場合、ニコンにも法的責任が生じる可能性があるため、第三者の適切な管理が必要です。

役員・従業員として

私たちは、

- 相手が誰であれ、受領者の意思決定に不適切な影響を与えたり、ビジネスを有利に進めるために、不正に金銭、便益、その他価値がある物を提供したり、申し入れたり、提供を約束したりしません。
- 直接的だけでなく、第三者を通じての贈賄⁽¹⁾行為も行いません。
- 業務を第三者に委託する場合、贈収賄防止関連規定に則り第三者を十分調査し、適切に第三者の業務を管理します。

用語解説

(1) 贈賄とは、直接的であるか間接的であるかを問わず、ニコンもしくは従業員個人への不当な便宜を図ってもらうことを目的として、他者に金銭その他の利益・便益の提供、提供の約束、申し出をすることを指します。

グループ関連方針

ニコン贈収賄防止方針

5. 事業活動の展開

(2) 接待・贈答への対応

- 私たちは、ニコンの事業におけるあらゆる場面において、ニコンと取引がある、または取引を求めるお客様、調達パートナーや事業パートナーへの接待⁽¹⁾・贈答の提供・受領にあたり、関連法令とニコンの方針を遵守します。接待や贈答は必要かつ社会通念上妥当と認められる範囲にとどめ、その行為が適切であるか疑念があれば、上長に相談します。
- 私たちはニコンと取引がある、または取引を求めるすべてのお客様に対し、不正・不公正な要求や取り扱いに関わる接待・贈答を行いません。また、同様にそれらの調達パートナーや事業パートナーからの不正・不公正な要求の見返りとしての接待・贈答を受けません。
- 私たちは、接待・贈答を行う場合または受ける場合、勤務先の定める関連する基準に従い、報告します。

ニコンの思い

事業活動においては、親睦の維持や促進のため、または情報収集活動の一環として、接待・贈答を行うこともあります。しかし、過剰な接待や個人的な贈り物は不正な見返りを求めての行為とみなされ、会社の社会的な信用が失われるおそれがあります。ニコンは、不正な要求や見返りを目的とした接待・贈答の提供や受領を禁止しています。

用語解説

(1) 接待とは、会食やパーティ、スポーツ観戦、コンサート、ゴルフのラウンドなど、相手を歓待する行為全般を意味します。

役員・従業員として

私たちは、

- 不正な要求や見返りを目的とした接待・贈答の供与を行わず、また、受けません。
- 接待・贈答を行うまたは受ける前に、贈収賄防止関連規定に則り、金額、頻度、タイミングの基準を確認します。
- 接待・贈答を行うまたは受ける場合は、贈収賄防止関連規定に則り、上長への事前申請や事後報告を行います。また、申請を受けた上長は、基準に照らして実施の可否を判断し、承認または否認をします。
- 事実に基づいた正確な経理処理を行います。

グループ関連方針

ニコン贈収賄防止方針

5. 事業活動の展開

(3) 調達パートナーや事業パートナーとの関係

- 私たちは、調達パートナーや事業パートナーを品質、価格競争力、納期、その他客観的な基準に基づいて適切かつ公正に選定します。私たちは、合法で効率的かつ公正な行動に基づいて調達パートナーや事業パートナーとの関係を構築します。
- 私たちは、ニコンの取引上の立場を利用した不正行為や個人的利益の追求によって、調達パートナーや事業パートナーに不当な条件や不利益を強いるような行為を行いません。
- ニコンは、調達パートナーや事業パートナーに対し、彼らが事業を展開する国において、関連法令と規制を遵守し、契約条件を守ることを求めます。

ニコンの思い

ニコンは、社会に役立つ製品やソリューションを提供するために、調達パートナーや事業パートナーを共に協力し合う存在と考えています。その関係は利益相反を伴うものであってはなりません。調達パートナーや事業パートナーには、ニコンの業務に関わるすべての取引先を含みます。さらに、その取引先の先にある企業が進出している国において行う事業についても配慮される必要があります。

役員・従業員として

私たちは、

- 価格、技術、品質、納期、供給の安定性、サービスなどの諸条件について、公平に比較・評価し、客観的な基準を用いて取引先の選定を行います。
- 「買う側」「委託する側」は「売る側」「請ける側」より一般的に優位な立場となることを理解し、このような立場を利用した接待や物品の要求、または個人的な活動への協力依頼などを行いません。
- 取引先へは、通常よりも一層、公平性や透明性を強く意識して対応します。
- 安定した調達のため、日ごろから取引先との信頼関係を構築します。

グループ関連方針

ニコン調達基本方針
ニコンCSR調達基準
ニコングリーン調達基本方針
ニコングリーン調達基準
ニコン環境活動方針
有害化学物質ガイドライン

5. 事業活動の展開

(4) サプライチェーンにおける社会的責任

サプライチェーンにおける社会的責任を推進する取り組みの一環として、私たちは調達パートナーや事業パートナーに対し、ニコンが定めた行動規範と同等の行動基準を定めることを求めます。私たちは更に、調達パートナーや事業パートナーが、この行動規範が定めたところの中核の指針である人権の尊重、労働環境、自然環境の保護、製品・サービスの安心安全などを含む、すべての適用法令を遵守することを求めます。

ニコンの思い

ニコンは、私たちが提供する製品やサービスに関わるすべての範囲で社会的責任を果たす必要があります。これは、経済のグローバル化とともに、国家の力だけでは社会課題の解決が難しくなる一方、その解決において企業の役割がより大きくなっているからです。ニコンは、調達パートナーや事業パートナーだけでなく、社会全体に対しても責任を果たしていきます。

役員・従業員として

私たちは、

- ニコンの製品やサービスに関して、サプライチェーンでの社会的責任と役割を理解して行動します。
- 購買や調達の取引に関わる部門では、ニコン調達基本方針や各種基準を理解し、行動に移します。調達パートナーや事業パートナーにもその方針・考え方の周知に努めます。
- 購買や調達に直接関わらない部門でも、お客様を含めた外部の方からの問い合わせを受けることもあるため、ニコンの考え方を理解し適切に対応します。

グループ関連方針

ニコン調達基本方針
ニコンCSR調達基準
ニコングリーン調達基本方針
ニコングリーン調達基準
責任ある鉱物調達方針
ニコン環境活動方針
有害化学物質ガイドライン

5. 事業活動の展開

(5) ロビー活動と政治献金

ニコンは事業を展開する、もしくはしようとする国において、ロビー活動⁽¹⁾と政治献金に関するすべての法令を遵守します。

ニコンの思い

ロビー活動や、政治家や政党への献金に関しては、各国で厳しい法規制が存在しています。ニコンはこれらの法規制を確認し遵守します。

役員・従業員として

私たちは、

- ロビー活動や政治献金を行う前に、各地の法務部門へ十分な確認をとります。

用語解説

(1) ロビー活動とは、個人や団体が政治的影響を及ぼすことを目的として行う私的活動のことです。

5. 事業活動の展開

(6) 公正な競争・取引

- 私たちは、自由な競争原理に基づき、不当・不正な手段を排除し、ニコンが事業を展開するすべての国、地域の競争法などを遵守した公正な競争・取引を行います。
- 私たちは、公式・非公式、書面・口頭にかかわらず、製品またはサービスの価格設定、市場または顧客の分割、競争排除などの方法で取引を不当に制限するようなことを競争相手と約束しません。
- 私たちは、ニコンと、お客様、調達パートナー、事業パートナーとが締結した契約の条件を尊重し、遵守します。

ニコンの思い

市場での公正かつ自由な競争は、製品・サービスの品質の向上や価格の適正化、社会の発展を促します。公正で自由な競争を不当に制限する行為は各国の競争法（国によって「独占禁止法」「反トラスト法」と呼ばれる場合もある）で禁止されています。ニコンは、各国の競争法に反する行動は一切許しません。

役員・従業員として

私たちは、

- 競合他社との情報交換に注意し、カルテル⁽¹⁾につながると疑われる行為を行いません。
- 外部との取引を行う部門は法規制の基本的な事項を理解し、「法に抵触するおそれのある行為」がどのようなことか理解し遵守します。
- 価格は市場が決定するものであり、販売店等の価格決定に干渉しません。
- 競争法については専門知識が必要なため、実際の業務遂行において少しでも疑問や懸念が生じた場合には独断で行動せず、法務部門に相談・確認します。

用語解説

- (1) カルテル（不正な取引制限）とは、事業者が他の事業者と共同して、以下のように相互に事業活動を拘束することによって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することです。
- 製品の価格を決定（価格カルテル）
 - 生産・販売数量を制限（数量カルテル）
 - 取引先を制限（取引先制限カルテル）

5. 事業活動の展開

(7) 輸出入の管理

私たちは、製品や部品などのハードウェア、ソフトウェア、技術情報などの国際取引を行う場合には、輸出、再輸出、輸入管理に関連する法令を遵守し、当局に正しい申告を行います。

ニコンの思い

ニコンは安全保障貿易管理を通じて国際的な平和と安全を維持するために、関係する国・地域の関連法令を守ります。輸入においては各国・地域の関連法令を守るとともに、適正な申告を通じ、社会の一員として納税義務を果たします。

役員・従業員として

私たちは、

- 過去取引があったお客様、またはすでに注文書を受け取ったお客様であっても、安全保障貿易管理上の疑義が生じた場合にはあらかじめ「顧客・引合い審査」を行い、承認を受けた上で取引を行います。
- 国内取引であっても、その国内取引先を通じて輸出されることがわかっている場合には、輸出先が安全保障貿易管理上、取引禁止を指定されていないか、経済制裁等の対象になっていないか、確認します。
- 輸出入にあたっては関連法令を守るとともに、適正な価格で申告します。

5. 事業活動の展開

(8) 納税

ニコンは、責任あるグローバル企業市民として、関連税法および規制に準拠して行動します。私たちは、税務当局と開かれた誠実な対話を行い、もし税務当局との間で意見の相違が生じた場合は、その意見相違の解消に努めます。

ニコンの思い

ニコンは、事業を展開するすべての国や地域の納税義務者として、その国や地域の法律に基づいた適正な税金を納税します。また、定期的に行われる税務当局の調査に際しても真摯に対応します。

役員・従業員として

私たちは、

- 日々の業務の中で行われている取引や行為などが、その国や地域の税法に則しているか確認して行動します。
- 税務調査の際、調査官からの質問に対しては嘘偽りのない回答をします。

グループ関連方針

グローバル・タックス・ポリシー

5. 事業活動の展開

(9) インサイダー取引の未然防止

私たちは、一般に公開されていない重要な機密情報に基づく有価証券の取引を行いません。

ニコンの思い

業務を通して、ニコンまたは他の上場企業に関する情報を公表前に知ることがあります。これらの情報のうち、株価に影響を与えるような重要な機密情報を利用して、その会社の株式の売買等を行うことは、「インサイダー取引」として法令で禁止されています。ニコンはインサイダー取引防止に努めます。

役員・従業員として

私たちは、

- 未公表の重要な機密情報⁽¹⁾に基づいて、ニコンや他社の株式などの売買を行ったり、他者に取引を勧めたり、未公表情報を教えたりしません。
- 会社の情報は業務活動に必要な場合を除いて機密として守るようにし、許可なく社外に伝えません。

用語解説

- (1) 「未公表の重要な機密情報」には、以下の例があげられます。
- 財務情報
 - 新製品や新技術に関わる研究開発情報
 - 他社との合併、企業買収、事業の譲渡に関わる情報

5. 事業活動の展開

(10) 会社資産の適切な使用と管理

私たちは、会社の設備、備品、資金、棚卸資産、製品、情報、知的財産、ソフトウェアを含むニコンの資産の適切な使用と管理を行い、紛失、破壊、盗難、損傷、不正使用から守るために適切な処置を講じます。また、これらニコンの資産の私的利用および不正利用は行いません。

ニコンの思い

ニコンは、事業活動上、不可欠で価値のある資産（設備、備品、資金、棚卸資産、知的財産等）を保有しています。会社は、資産の管理を適切に行い、その紛失、盗難、不正使用等を防ぎ、業務上の目的のみに使用します。資産を適切に管理、使用し、会計帳簿へ正確に記録することによりニコンの財務報告数値の信頼性を確保します。

役員・従業員として

私たちは、

- 他者を含めた個人の利益目的のために会社の資産を使用しません。会社の資産の重要性を日頃より十分意識し、資産の紛失、破損、盗難を防ぐために、社内規則に従って適正な管理と使用を行います。

5. 事業活動の展開

(11) 知的財産の保護

- 私たちは、特許、意匠⁽¹⁾、商標⁽²⁾、著作権、営業秘密などのニコンの知的財産は、常に保護されなければならない貴重な資産であると認識します。私たちは知的財産においてニコンの権利を確立し、保護し、利用することに協力をします。私たちは、ニコンからの適切な許可およびライセンスなしで他者がニコンの知的財産を使用することを認めません。
- 私たちは、他者の知的財産権を尊重し、特許、意匠、商標、著作権などの知的財産権の侵害および不適切な使用は行いません。私たちは、適法かつ適切な方法で他者から知的財産情報を取得します。

ニコンの思い

知的財産は、ニコンが事業の競争優位を確保し繁栄するための重要な資産であり、ニコンは適法かつ戦略的にその取得、維持、活用を図ります。ニコンの知的財産権への他者からの侵害行為に対しては法令に則り毅然とした姿勢で臨みます。また、他者の知的財産権を尊重し、侵害行為が生じないよう万全の対応を図ります。

用語解説

- (1) 意匠とは、カメラなど製品の外観デザインがその代表例ですが、カメラグリップにある赤モチーフのデザインや、製品に液晶表示される画像デザインなど、製品の一部分に使用されるデザインも含まれます。また、商品パッケージのデザインなども意匠権の対象になりえます。
- (2) 商標とは、商品またはサービスに使用するものであって、文字、図形、記号はもちろんのこと、立体的形状、色彩、音なども含まれます。例えばニコンロゴや「NIKKOR」などの商品名、あるいは「Nikon School」などのサービス名が該当します。

役員・従業員として

私たちは、

- ニコンによる適法かつ戦略的な取得、維持、活用の実現に努め、その実現のために必要な対応を行います。
- 他者の知的財産権を侵害しません。また、知的財産に関する対応について迷ったときには独断で行動せず、グループ内の適切な部門に相談します。

グループ関連方針

ニコングループ知的財産基本方針
商標取扱規程

5. 事業活動の展開

(12) 誠実なコミュニケーション

- ニコンは、広報、広告、宣伝、マーケティング、販売促進において、真実に基づいた正確な情報発信を行います。また、各国・各地域の法令を遵守し、誤解を招かない、適正でわかりやすい表現・表示に努め、お客様を不正に欺き、製品・サービスの選択を誤らせるような行為はしません。
- ニコンは、他者の権利を侵害するような情報の発信は行いません。
- ニコンは、広告宣伝媒体の選択にあたり、社会への悪影響や公序良俗に反することが予見される内容を含む媒体を選択しないよう努めます。

ニコンの思い

ニコンブランドへの信頼を守り、ブランド価値を維持、向上し続けていくために、誠実かつ正確な情報発信が必要です。また、ニコンは、他者の権利を尊重した、倫理的なコミュニケーションをめざします。

役員・従業員として

私たちは、

- 製品やサービスに関して情報発信を行う場合、各国の法令を守り、実際の性能や機能より著しく良い印象を与えることのないよう、正確で誤解を与えない情報を提供します。
- 人権、著作権、肖像権など他者の権利を侵害していないか事前確認します。
- 広告に関しては、媒体の事前確認を励行し、反社会的勢力が関連する媒体などへの出稿を行いません。
- 広報に関しては、反社会的勢力とのつながりが疑われる媒体との関係は持たないよう細心の注意を払い、取材などは断るよう努めます。

5. 事業活動の展開

(13) 個人情報・機密情報の適切な管理

- 私たちは、情報セキュリティ対策を確実に実施します。ニコンに在職中に得た機密情報は、退職後であっても他者に開示せず、個人目的での利用も行いません。
- 私たちは、特定した目的または関連法令に従って、個人情報を公平かつ適法な方法により取得し、取り扱います。
- 私たちは、個人情報を含む業務情報について、紛失、漏えいが起こらないよう、機密性の段階に応じて適切に管理します。

ニコンの思い

すべての情報資産を適切に取扱うことは、重要な社会的責任のひとつであり、お客様の信頼や会社の成長にも欠かせません。ニコンでは、お客様の個人情報やお客様からお預かりした機密情報を扱う機会が増加しています。情報の集約化やアクセス権者の増加には情報漏えいのリスクが伴うため、情報漏えいを未然に防ぐよう厳重に管理をしていきます。

お客様の情報はもとより、その他の機密情報が万一漏えいした場合は、関連法令および社内規定に従い、速やかに対応します。

役員・従業員として

私たちは、

- 情報セキュリティに関する法令および社内規定などを遵守します。
- 情報セキュリティに関する教育を受講し、情報を守るスキルや知識を身につけます。
- 会社から指示された情報セキュリティ対策を実施します。
- 情報を漏えいしたり、紛失したりしないよう、個人情報や機密情報を特に厳重に管理します。
- 万一情報セキュリティ事故が発生したときは、直ちに上長および情報セキュリティ部門へ報告するとともに、再発防止に努めます。
- ソーシャルメディアを使用する際には、業務上はもちろん、個人で使用する場合にも、会社の機密情報の漏えいにつながらぬよう特別に注意します。

グループ関連方針

ニコングループ情報セキュリティ基本方針
ニコングループ情報管理規程
ニコングループ個人情報保護方針
ニコングループ個人情報取扱規程
ニコングループソーシャルメディアポリシー

6. 事実在即した情報開示

- ニコンは、納税をはじめとする法的義務の履行のため、事実に基づいた正確な経理処理を実施します。
- ニコンは、利益の確保、売上予算の達成、経費予算の消化といった理由を問わず、不適切な経理処理は行いません。
- ニコンは、すべての取引実績を、適切な会計基準に沿って、適切な時期に、適切な価額で会計記録し、正確な情報を適時・適正に開示します。
- ニコンは、ESG（環境・社会・ガバナンス）情報など、財務以外の情報についても適切に管理し、積極的に開示します。
- 私たちは、文書・データを正確に作成・保管し、偽装・改ざん・不正などの行為は行いません。

ニコンの思い

- 企業の姿勢を正しく伝えることは、透明性の高い企業経営の基本です。
- ニコンは、財務情報を正確に開示するため、不正や間違いに基づく不適切な経理処理による虚偽表示がない財務諸表を作成する責任があります。
- ステークホルダーの期待に応え、国際的な非財務情報開示の要請に対応するためには、環境や人権、労働関係などの非財務情報も、適切に管理・開示します。

役員・従業員として

私たちは、

- 予算達成のために収益・費用、資産の減損の経理処理を故意に前倒したり繰延したりすることを行いません。
- 単なる事務手続きの遅れや数値の見積り計算の誤りなど、不適切な経理処理につながる行為を行いません。
- 事実即した財務情報の開示のために、一人ひとりが各自の業務に起因して発生する収益・費用、資産の購入、資産の評価や負債の計上について、適切な経理処理を行います。

グループ関連方針

経理規程

グローバル・タックス・ポリシー

7. 価値ある製品とサービスの提供

- ニコンは、自社ならではの製品・サービス・ソリューションの提供を通じて、環境・社会課題の解決に貢献することをめざします。常に、社会やお客様の期待や要望に耳を傾け、有用な製品・サービス・ソリューションを、社会へ提供できるよう努めます。
- 私たちは、ニコンの製品・サービス・ソリューションの品質および安全に対する法規制や規格、品質規定等を遵守します。
- 私たちは、製品・サービス・ソリューションが適切かつ安全に使用されるよう、わかりやすい形で使用方法などの情報を提供します。
- 私たちは、問い合わせや要望に対し誠実、公正かつ迅速に対応するとともに、有用で正確かつ理解しやすい情報を提供し、お客様が適切な選択や判断をできるよう努めます。
- 万一品質および安全性に対する問題が生じた場合には、ニコンは速やかにリコールなど適切な措置を実施するとともに、情報を開示し、再発防止のための努力を行います。

ニコンの思い

ニコンは、100年以上の歴史の中で、持続可能な社会の発展に貢献する、新たな価値を「創造」し続けています。創造的、効果的な「ものづくり」とおし、ブランド価値を高め、高品質で差別化された製品をタイムリーに市場へ提供し、お客様や社会の期待に応えていきます。また製品・サービス・ソリューションの安全性や環境配慮も品質の一部と捉え、それらを確保し、関連する法規制を遵守します。さらにこれを確実に実施し、維持していくために関連業務活動の標準化を推進し、必要な知識などの教育・訓練を実施するとともに、品質問題への影響因子を認識し対策を行います。

役員・従業員として

私たちは、

- 世界に目を向け、環境や社会課題の解決につながる新しい技術や製品、サービス、ソリューションの創造に努めます。
- 製品・サービス・ソリューションの品質の維持向上に努め、製品の企画から販売・アフターサービスに至るまでの各段階の業務を確実に遂行するために作成されたルールを遵守し、適切に行動します。
- 製品・サービス・ソリューションの事故や品質・安全上の問題または異常に気づいた場合は、速やかに報告し、対策を講じます。またその後の再発防止活動から未然防止活動まで展開します。

グループ関連方針

品質基本方針
品質管理指針 (QMD)
ニコングリーン調達基本方針

8. 地域社会との関係

- 私たちは、個人や集団の多様性を価値のあるものとし、ニコンが事業を展開する国や地域のそれぞれのコミュニティの文化や価値観、慣習の理解に努め、それらを尊重します。
- ニコンは、社会貢献活動（企業市民活動）への参加を積極的に推進します。寄付を行う場合は、その国や地域の関連法令を遵守します。
- ニコンは、社会秩序の維持のために協力を行い、反社会的な行為には関わりません。

ニコンの思い

企業活動を円滑に進めるためには、個人や集団の多様性を尊重するとともに、コミュニティの文化、価値観、慣習を理解・尊重し、地域の信頼を獲得することが不可欠です。そして企業活動を持続的に行っていくためにも、コミュニティとともに発展していく必要があります。社会貢献活動（企業市民活動）を積極的に推進することで地域の慣習などの理解を深めるとともに、活動を通じ地域の課題解決に協力し、共に発展していく礎を築くことをめざします。また、ニコンは社会秩序の維持に貢献していくことが事業を行う上での基盤のひとつと考え、反社会的行為を容認しません。

役員・従業員として

私たちは、

- 私たちとともにコミュニティが持続的に発展していくために、社会貢献活動（企業市民活動）に積極的に参加します。
- 寄付や寄贈を行う際は、国や地域の法令を遵守し、透明性、公正性を保ち、ステークホルダーへの説明責任を果たします。
- 贈収賄、脅迫・恐喝・暴力、差別助長など反社会的な行為を行う人・組織には一切関わらず、コミュニティの秩序の維持に協力します。

グループ関連方針

ニコン企業市民活動方針
寄付基準

9. 利益相反

- 私たちは、業務を行うにあたり、利益相反を生じる可能性のある、または利益相反と認識されるおそれのある行為を回避します。
- 私たちは、自己や第三者の個人的利益のために、ニコンの利益を損なう行為を行いません。

ニコンの思い

利益相反は、役員・従業員の個人的利害が会社の利害に反する、または反すると思われる場合に起こります。そのような状況が発生した場合は、会社の利益を最優先にし、自己や第三者の利益を得るために会社での立場を利用してはいけません。

役員・従業員として

私たちは、

- 会社の利益を損なわないよう行動し、業務上の判断に自己や親族、友人・知人の個人的利害が影響しないようにします。
- 利益相反を生じる可能性のある、または利益相反と認識されるおそれのある状況となった場合、その内容を速やかに上司に報告し、その後の意思決定には関与しません。
- 事前に会社の許可を受けることなく、競合会社や取引先の役員もしくは従業員を兼務する等、会社と利害が対立することは行いません。

報告相談制度、違反時の処置

私たちは、行動規範の違反または潜在的な違反を報告する責任があります。

- 報告相談制度

行動規範の違反を知った場合、またはそのおそれがあることを知った場合、ただちに上長へ報告または相談してください。上長へ報告や相談がしづらい場合は、会社の報告相談窓口へ報告・相談してください。

- 報復禁止

行動規範の違反、またはそのおそれがあることを報告・相談した役員・従業員が、それを理由に不利益や報復を受けることはありません。

- 行動規範の違反行為や潜在的な違反がニコンに報告された場合、ニコンは速やかに事実を調査し、解決策および再発防止策を講じます。
- 違反時の処置
行動規範に違反した役員・従業員は、その程度によりニコンによる解雇を含む処分の対象となる場合があります、法令に違反した場合には民事責任や刑事責任を問われる場合があります。

ニコンの思い

報告相談制度はニコン自らが問題を解決・是正し、その影響を最小限に止めるために重要な制度です。また、従業員が問題なく職務を遂行するための健全な職場環境を維持するためのものでもあります。問題を放っておくと、重大な事態を招き、多額の損害賠償、罰金、罰則およびニコンの信用失墜につながりかねません。

役員・従業員として

私たちは、

- 職場で何か問題がある場合は、直ちに上長へ報告・相談します。
- なんらかの事情により上長に相談しづらい場合は、ひとりで悩まず、会社の報告相談窓口を利用します。
- 個人的利益や他人を誹謗中傷するなど不正の目的では、報告相談窓口を利用しません。

行動規範の管理

- 制定、改廃

「ニコン行動規範」の制定および改廃は、株式会社ニコンのコンプライアンス委員会委員長が起案し、株式会社ニコンの経営委員会に申請し、決定します。なお、軽微なものは株式会社ニコンのコンプライアンス委員会委員長が決定します。

- この行動規範の条項が現地の法令や規則と相反する場合は、常に、より厳格な基準に従ってください。判断に迷う場合には、必ず上長または担当部門に相談してください。